

「既存住宅流通活性化等事業」は、住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通の活性化を図ることを目的として、既存住宅の売買又は住宅リフォーム工事の実施時において、

- ①住宅瑕疵担保責任保険法人(保険法人)による検査
 - ②履歴情報の登録又は蓄積
 - ③リフォーム瑕疵保険又は既存住宅売買瑕疵保険への加入 等
- を行う事業を公募によって募り、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。(実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者が行います。)

1. どんな住宅が補助の対象になるの？

対象となる住宅は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建設された住宅※¹であって、平成12年3月31日以前に竣工※²したものです。



※¹ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設された住宅で、耐震改修工事を行う等、新耐震基準に適合している住宅を含みます。
 ※² 完了検査済証又は表題登記の登記原因が平成12年3月31日以前のもの

2. どんな工事が対象になるの？

対象となる工事は、次の全ての要件を満たす工事です。

- ①住宅の性能を維持・向上させるためのリフォーム工事を行うこと
- ②保険法人の検査(構造+雨水防水+リフォーム工事部分※)に合格し、瑕疵保険に加入すること
- ③住宅履歴情報の登録又は蓄積を行うこと

※リフォーム工事タイプの場合

リフォーム工事

+

検査合格
保険加入

+

住宅履歴情報

3. どれくらい補助金が出るの？

補助金は、以下の項目が対象になります。①と②の合計で戸当たり100万円が限度です。また、同一の事業者が複数の戸数を応募することが可能ですが、1事業者当たり5000万円までです。

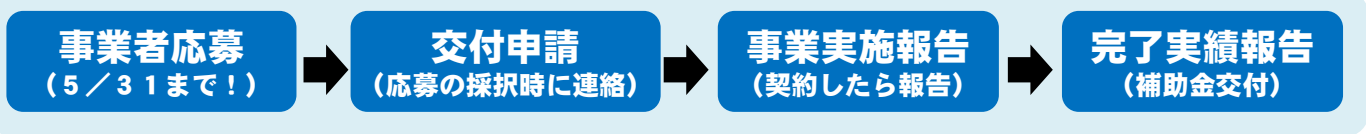
- ①保険加入のための現場検査手数料と事務手数料、検査機関の検査料、住宅履歴情報の登録又は蓄積に要する費用は、かかった費用が全額対象になります。
- ②リフォーム工事費用は、工事タイプに応じて工事費の内の以下の割合が対象になります。

	売買を伴う場合		売買を伴わない場合	
	構造又は雨水防水工事を含む	左記工事を含まない	構造又は雨水防水工事を含む	左記工事を含まない
補助割合	1/3	1/4	1/4	1/5

4. どうやって申し込めばいいの？

申込みは次の4つの段階を経て行います。

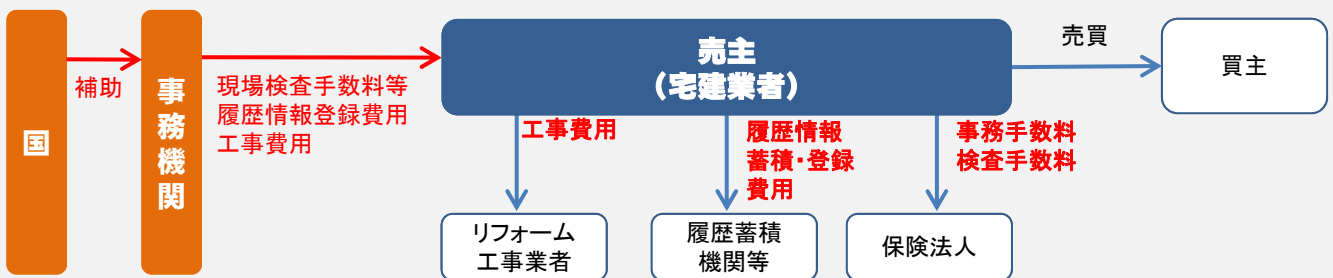
- ①事業者公募への応募(5/31締切): 大まかな予定戸数と工事タイプが決まっていればOK!
- ②補助金の交付申請(四半期毎。第1四半期と第2四半期はまとめて申請): ①の応募の範囲ならOK!
- ③事業実施報告: リフォーム工事請負契約又は売買契約の締結から1週間以内に報告!
- ④完了実績報告: リフォーム工事又は売買契約締結が終了したら報告(これがないと補助金が支払われません)!



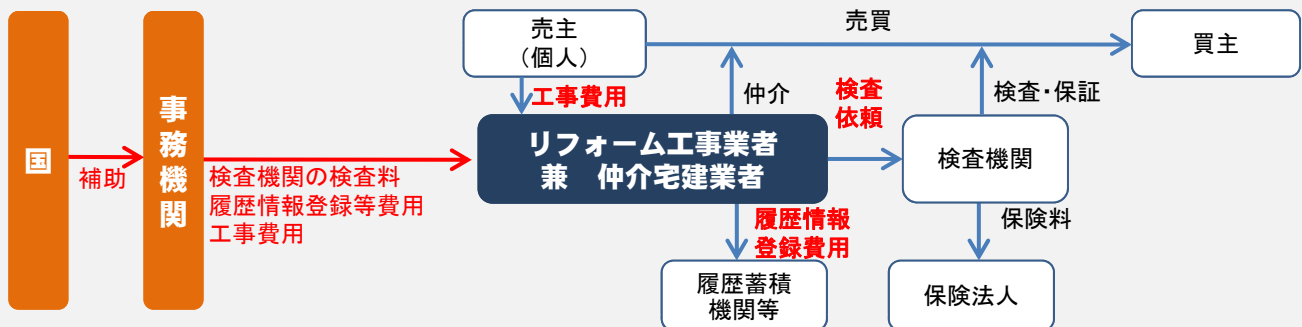
制度利用の例

(例えば、こんな場合に補助の対象になります。)

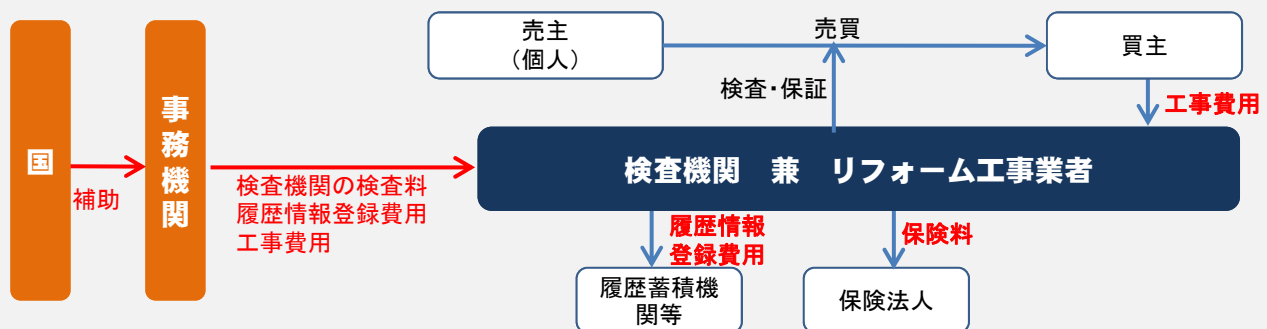
①宅建業者売買の場合(売買前のリフォーム)



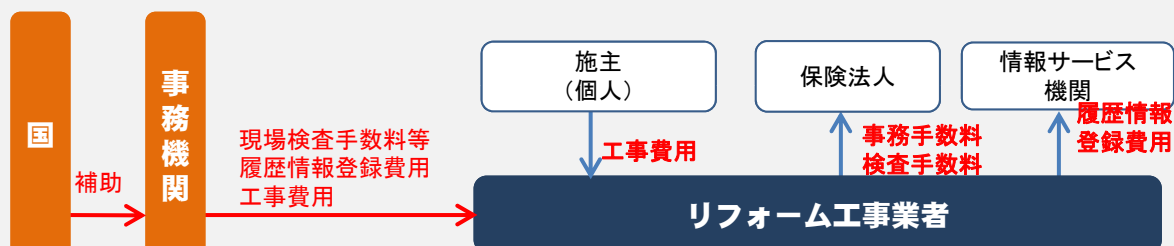
②個人間売買(売買前のリフォーム)



③個人間売買(売買後のリフォーム)



④リフォーム工事タイプ



※上記タイプ以外でも要件を満たせば補助の対象になります。